

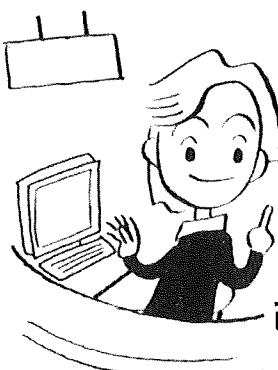
不安な雇用と不合理な格差はなくそう

雇い方、賃金、休暇、福利厚生・労働安全・服務等に回答

非正規に朗報も！ 9月議会にむけ先行回答が次々

来年4月

会計年度任用職員制度スタート



改正の趣旨や均等待遇が理解できない当局もありますが

例) 勤務時間を15分短くしてパート扱いのままの市
地域手当相当をフルにもパートにも支給しない市

そんな市は自治体間格差で人材が流失して、正規の働き方への影響が心配！

①雇つた人の雇用は必ず守ること、
②自治体業務は原則として正規職員
で行い、コスト削減のための非正規
化はしないこと、③実態が正規と同じ
「職務」なら会計年度任用職員フ
ルタイム（以下「年度職員フル」）
に任用すること、④「再度の任用」
を原則とし「公募」を口実に雇止め
しないこと、⑤勤務実績による選考
で任用すること、を要求しています。

これまでの交渉で多くの当局から、
今任用中の職員は4月以降も任用す
るとの回答を得ています。当然です。
制度変更は使用者の都合で行うの
ですから、非正規に不利益をもたら
す変更など論外です。注意深く見つ
て、確実に雇用を継続させましょう。

今回の制度変更の元になる地方公
務員法（以下「地公法」）改定の国
会審議でも、「会計年度任用職員へ
の移行に当たっては、不利益が生じ
ることなく適正な勤務条件の確保が
行われるよう、地方公共団体に対し
て適切な助言を行う」との付帯決議
がついています。不利益など1件で
もあつてはならないことです。

また、勤務の実態をもとに年度職
員フルとしての任用を増やすべきで
す。これまでには、正規職員と同じ労
働時間数（38時間45分）を働くと

①制度の基本原則について
②賃金でも年収でも減収の不利益
を生じさせないこと、③パート・有
期労働法基準に基づいて正規職
員との「同一労働同一賃金原則」を

給料・手当制度では

このことは人事当局はもちろん、
財政部局や非正規を任用している各
所属課・管理職にもとくに理解し

してきました。地公法改定のときの総務大臣であ
る高市早苗氏も、今回の改定は「任
用の適正化、待遇の改善に向けた第
一步」と説明しています。非正規の
フルタイムで働く制度が整ったので
すから、姑息な労働時間カットで偽
装することはできません。年度職員
フル化に何の支障もありません。

このことは人事当局はもちろん、
財政部局や非正規を任用している各
所属課・管理職にもとくに理解し

などを交渉課題にしています。

○会計年度任用職員とは

年度職員はフルタイム（正規と同一の労働時
間の職員）とパートタイム（1分でも正規より
短い労働時間の職員）に分され、フルには
期末手当と通勤手当支給に制限され、退職金も
ありません。長時間でかつ長期に働くならばフ
ルが絶対に有利です。

でき、6ヶ月を超える勤務継続に対して退職金
が支給され、12月で其組合せにも加入します。
間の職員）とパートタイム（1分でも正規より
短い労働時間の職員）に分され、フルには
期末手当と通勤手当支給に制限され、退職金も
ありません。長時間でかつ長期に働くならばフ
ルが絶対に有利です。



編集・発行
自治労連
埼玉県本部
さいたま市桜和区
岸町7-12-8
tel048-866-0661
fax048-866-1186

特集のはじまり



非常勤や臨時などの名
称で雇われ（任用され）
ている職員の大半が、來
る4月から会計年度任用
職員に変更されます。

今と同じで、任用期間の定め
のある職員扱いですが、12ヶ月
の会計年度（4月から翌年3月）
に区切って、最長1年度の間を
雇われる制度になります。（1
年度の間の数ヶ月の任用もある）

年でも繰り返すことも可能です。
地方公務員法が改定され、そ
んな制度になるので、条例改正
が必要です。埼玉県が3月議会
で改定しました。市町村の9割
が変更されています。そこで、今、みんなの自
治体の組合と県本部が全力で改善
交渉を行っています。

実効あるものにすることを基本に要
求しています。

給料制度について

自治労連全体会で頑張っている要求課題とは？

任用制度では

「非」常勤
ではなく
「常」勤職



員になつて
しまい、諸
手当の支給
はもちろん、
退職金の支
給、共済組
合への加入とな
ることもあり、無理
やり15分や30分の労働時間短縮をし
て、本人にも現場にも不利益、不便
を押しつけて、「非」常勤だと偽装

してきました。地公法改定のときの総務大臣であ
る高市早苗氏も、今回の改定は「任
用の適正化、待遇の改善に向けた第
一步」と説明しています。非正規の
フルタイムで働く制度が整ったので
すから、姑息な労働時間カットで偽
装することはできません。年度職員
フル化に何の支障もありません。

時間以上の年度職員に支給すること
(短時間再任用との不均衡は、再任
用制度を改善すること)、④在職者
の期末手当の期間率は現行制度と通
算すること、⑤通勤手当（費用弁償）
は、フルは正規同様の制度とし、パ
ートは実費支給とすること、⑥年度職
員フルは、任用後6ヶ月経過で退職
金支給対象者の手続きを行うこと、
などを交渉課題にしています。

①行政職給料表1～3級による年
度職員給料表を定めること、②在職
員は、今の給料額を基に給料表の
直近上位に格付けること、③新たに下
位の給料額を下

と、④昇給制限（頭打ち）は行わな
いこと、⑤会計年度任用職員パート
タイム（以下「年度職員パート」）
の時給、日給、月給額の算出は正規
との権衡を保つこと、そのため正規
と同じ年間労働時間数を積算根拠
にすること（1時間賃金の積算の際
の月の労働時間数は157.5833時間と
すること）。

手当制度について

①地公法と一体で改定された地方
自治法204条の趣旨に則って、年
度職員フルに支給できる手当はすべ
て条例に定めておくこと、②地域手
当、特殊勤務手当を年度職員フルに
支給し、年度職員パートは報酬の中
に加算すること、③期末手当は当面
年間2・6ヶ月以上とし、週15・5
時間以上の年度職員に支給すること
(短時間再任用との不均衡は、再任
用制度を改善すること)、④在職者
の期末手当の期間率は現行制度と通
算すること、⑤通勤手当（費用弁償）
は、フルは正規同様の制度とし、パ
ートは実費支給とすること、⑥年度職
員フルは、任用後6ヶ月経過で退職
金支給対象者の手続きを行うこと、
などを交渉課題にしています。



に非正規の皆さん方が伝えることが大切 が3つの視点を活かした制度設計を

暮らしと仕事の実態・地公法改定の趣旨・公正な労働条件の大切さ

なんで年度職員制度?

地公法制定から70年。地公法では、自治体の業務は原則として常勤職員によってのみ担われる仕組みでした。ところが、臨時や非常勤制度が人件費削減の道具にされ、嘱託、パートなどの名称も使われて、非正規職員が不当な格差のもので働くようになりました。

茨木市(最高裁)、枚方市(大阪高裁)、東村山市(東京高裁)をはじめ数多くの自治体で「偽装非正規」として訴訟にもなりました。今回の自治体非正規職員の制度改定にあたって、現行制度を『横すべり改定』させる発想は捨ててください。大改編された地公法の制度に則って客観的で根拠ある任用を具体化すべきです。

下の表1を見てください。これは埼玉県労働組合連合会が、生活にかかる全ての実態費用の積み上げ方式(マーケットバスケット方式)で算出した「最低生計費」を簡単な項目に整理したもので、25歳24万円、30代4人家族50万円、40代4人家族54万円、50代4人家族68万円の生活費が毎月の生活に必要です。これ!ぎりぎりに切り詰めてこの額です。

もう一つ! 政府の進める「働き方改革」にも考察を

「働き方改革関連法」でパート労働法と労働契約法が改定され

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「パート・有期労働法」)

となり、これも来年4月の施行です。(中小企業は1年後、公務は直接の適用はないが、むしろ行政として指導する立場となる)

この法律では、正規労働者の対する不合理な待遇の禁止等が昨年の12月に

厚労省告示430号「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の格差の是正」が定められ、具体的には厚生労働省が昨年の12月に

「正規労働同一賃金」「不合理な格差の是正」が定められ、具体的には厚生労働省が昨年の12月に

「もう一つ! 横すべり改定はダメ!」



同一労働同一賃金 来年4月からどうなる

